

平成 25 年 3 月 14 日

神奈川県歯科医師信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後も取組方針は変わりません。

これからもお客様からの貸付の条件の変更等のお申込みやご相談等に従来どおりに取り組んでまいります。

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。
- 貸付の条件変更等のお申込みに際しては、他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。
- お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
- 同法の期限到来後の取組みについては、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に取り組めます。

以上

【金融円滑化ご相談窓口のご案内】

1. 本部の相談窓口

担当部署：業務部業務管理課

電話番号：045-641-2904

受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで

(土曜・日曜・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

2. 営業店の相談窓口

場 所：各営業店

受付時間：〔各店窓口〕 平日の午前 9 時から午後 3 時まで

〔各店電話〕 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

(土曜・日曜・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く)